

「学校安心ルール」 福小版 3~6年生

＜基本的な考え方＞

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができます、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと	・あいさつをする	・学習の約束を守る	・嘘をつかない	・ルールを守る	・人に親切にする
第1段階	・理由もなく授業時間におくれる	・話を聞かない ・からかう、ひやかす ・無視する ・人の物をかってに使う	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす	・公共の物や水道の水などを大切にしない ・学校の机等に落書きする ・学校の物をかってに使う ・必要なないものを学校に持ってくる	・その場で注意・指導をする ・個別指導をして家庭に連絡する。 ・家庭と連携して子どもを支援する ・全職員で児童理解と支援を行う
第2段階	・授業のじやまをする ・授業に関係のない話をす ・授業をさぼり校内をうろ うろする	・仲間はずれにする ・悪口、かけ口を言う ・注意や助言を聞かない ・こわがるようなことをし たり言ったりする ・物をかくす、投げる	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを 言う	・学校の物をこわす ・下校前に学校の外に出る ・家の人に無断で夜に出歩く ・お金の貸し借りをする	・その場で注意・指導をする ・家庭に連絡する ・全職員で児童理解と支援を行う ・複数の教職員による個別指導を行う ・数日間の自己を振り返る活動を行う
第3段階	・授業中、故意に妨害をす ・テストのじやまやカンニ ングを繰り返す ・学校をさぼり校外をうろ うろする	・いやがることを無理やり させる ・暴力をふるう（プロレス 技をかけるなども） ・物を故意にこわしたり、 すてたりする	・指導に対して激しく反抗 する ・おどすようなことをし たり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつか るなどの暴力をふるう	・カードやゲーム等で賭けご とをする ・万引きなど法律に違反する ようなことをする	・家庭に連絡する ・別室における個別指導及び学習指導を行 う ・関係諸機関（こども相談センター・警 察等）と連携し、支援を行う ・状況によっては個別指導教室を活用 した指導を行う
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は大阪市教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。				

＜ルール表作成上の留意点＞

- ★ この「学校安心ルール」の内容は、大阪市教育振興基本計画に示している学校の安心・安全のためのスタンダードモデルをもとに福小学校の実情に応じた学校安心ルールを作成し運用します。
- ★ このルールが守られない場合、学校はその子どもの状況や特性を十分にふまえ、適切な指導・支援を行います。したがって、必ずしも指導については上記ルール通りに一律に行うものではありません。
- ★ 「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいっそう丁寧な立ち直り支援を行う場所です。